

広島県告示第四百九十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和2年4月30日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 株式会社DNPファインオプトロニクス 代表取締役 中村 治
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市沼田西町小原73番地の1 株式会社DNPファインオプトロニクス 三原東工場

2 申請の内容

65 酸又はアルカリによる表面処理施設1基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設（エッチング検証装置2）	
能	力	金属エッチング製品 20枚/日	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着工後直ちに	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
使	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	連続, 10時間/日 (なし)	
用	項	通 常	最 大

の 方 法	排出される 汚水等の状態	水素イオン濃度 (水素指数)	2～3	2～3
		生物化学的酸素要求量	373	373
		化学的酸素要求量	607	607
		浮遊物質量	4,651	4,651
		窒素含有量	31	31
		燐含有量	3	3
		鉄含有量	5,024	5,024
	排出される汚水等の1日当たりの量 (m ³)	0.005	0.005	

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和2年4月30日から令和2年5月21日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境課